

練馬区都市計画マスタープランの改定方針等について

1 都市計画マスタープランの改定について

都市計画マスタープランの改定に関しては、その第 8 章に「見直しと評価」についての項目を設け、その考え方を記載している。

練馬区まちづくり条例(平成 17 年 12 月練馬区条例第 95 号。以下「条例」という)においては、都市計画マスタープランを区のみちづくりの基本計画とし、区民等、事業者、区それぞれの役割を謳うとともに、変更に関する手続きを定めている。

2 実施状況報告書について

条例には「当該変更に至るまでの都市計画マスタープランの実施状況に関する報告書を作成し、公表するものとする。」(第 5 条第 3 項)としている。

そこで、今回変更の原案の検討に先立って「実施状況報告書」を作成し、公表し、意見書の受付を実施した。合わせて、説明会等を開催し区民意見を聴取したところである。今後は、実施状況報告書に寄せられたご意見等を踏まえ、実施状況報告書で示した改定の視点等に基づき、都市計画マスタープランの改定に着手する。

3 都市計画マスタープランの改定方針について

今回の改定は、現行の計画期間の中間の見直しとなる。そこで、都市計画マスタープランの「基本理念」、「目標とするまちの将来像」等は踏襲した上で、関連計画との整合を図り、時点修正を行うとともに、この 10 年間の社会経済の状況変化に対応した修正を加えることを基本とする。さらに、現在取り組み中あるいは今後予想される、区において特徴的なまちづくりの課題について記述する。

また、都市計画マスタープランは、練馬区における都市計画の基本方針であると同時に、地域における住民主体のみちづくりの指針となるものである。改定に当たっては、広く区民参加を得て、意見反映をするとともに、区民が理解しやすく、わかりやすい表現と構成に努めていく。

4 これまでの経過

7月12日	環境まちづくり委員会	改定について報告
7月25日	都市計画審議会	同上
9月	区民アンケート(3000名無作為抽出)	
10月4日	環境まちづくり委員会	実施状況報告書の作成報告
11月4日	ワークショップ	
11月5日	都市計画審議会	実施状況報告書の作成報告
12月19日	環境まちづくり委員会	実施状況報告書報告
12月26日	都市計画審議会	同上
1月11日～	実施状況報告書公表、意見書の受付(2月1日まで)	
	説明会5回、まちづくり関係団体ヒアリング	
3月11日	環境まちづくり委員会	改定方針等報告

5 今後の予定

3月21日	都市計画審議会	改定方針等報告
	《平成25年度》	
4月～	区民意見交換会の公募(区報・ホームページ等)	
	都市計画審議会・部会での検討(全6回予定)	
5月～	区民意見交換会(ワークショップ形式・全9回予定)	
	区民ヒアリング等	
	まちづくりセンターによる取組	
26年3月	改定素案作成	
	《平成26年度》	
	改定原案公告および縦覧、説明会実施、意見書提出	
	改定案公告および縦覧 意見書提出	
	改定計画策定	

6 資料

(1)	練馬区都市計画マスタープラン改定構成案 (図)	3頁
(2)	練馬区都市計画マスタープラン実施状況報告書(概要)	別添
(3)	練馬区都市計画マスタープラン実施状況報告書(冊子)	別添